

# ○麦の赤かび病防除を行いましょう！～ドローン利用で助成もあります～

令和8年4月  
東讃農業改良普及センター  
東讃農業改良普及協議会

麦類は、出穂後に曇天・降雨が続き、気温が高いと赤かび病が発生しやすくなります。  
発生した場合、かび毒が産生され、**出荷・販売停止**や、**規格外の格付け**になるので、**確実に2回防除を実施**しましょう。

## 1. 二条大麦

二条大麦の赤かび病の防除適期は、1回目が**葯殻抽出始め**(出穂12～14日後)、2回目が1回目防除の7～10日後となります。



葯殻抽出始め  
子実の先端から  
黒い突起(葯殻)  
が見え始める

表1 二条大麦の赤かび病防除時期の目安

| 麦種   | 播種期       | 出穂期<br>(予測) | 1回目<br>防除時期<br>(葯殻抽出始め) | 2回目<br>防除時期 |
|------|-----------|-------------|-------------------------|-------------|
| 二条大麦 | 11月15～20日 | 3/16～25     | 3/28～4/8                | 4/4～18      |
|      | 11月21～30日 | (3/20～4/2)  | 4/1～14                  | 4/8～24      |

※3/27現在の東讃地域の出穂状況から、葯殻抽出始めを予想。  
11月20日頃播種を境に、それより早い播種では昨年より出穂期が前進している。

表2 二条大麦 赤かび病の防除薬剤

|         | 防除時期             | 薬剤              | 希釈<br>倍数         | 使用時期/回数             |
|---------|------------------|-----------------|------------------|---------------------|
| 1<br>回目 | 葯殻抽出始め           | ワークアップ<br>フロアブル | 2,000～<br>3,000倍 | 大麦:<br>収穫7日前まで/3回以内 |
| 2<br>回目 | 1回目防除の7～<br>10日後 |                 |                  |                     |

※トップジンM水和剤の場合、小麦以外では**収穫30日前までに**使用してください。

二条大麦の12月上旬以降播種や小麦(「さめきの夢2009」・「はるみずき」)の防除時期等の状況は順次、東讃農業改良普及センター公式LINEを通じてお知らせします。

東讃農業改良普及センター連絡先:0879-42-0190



LINE登録はコチラ↑

## 2. 小麦

小麦の赤かび病の防除適期は、1回目が**開花始め**、2回目が1回目防除の7～10日後となります。



小麦の開花期  
穂に白い葯が  
見える



赤かび病  
子実が変色し、桃色のかび  
が見える

表3 小麦 赤かび病の防除薬剤

|         | 防除時期             | 薬剤              | 希釈<br>倍数         | 使用時期/回数              |
|---------|------------------|-----------------|------------------|----------------------|
| 1<br>回目 | 開花始め頃            | トップジンM<br>水和剤   | 1,000～<br>1,500倍 | 小麦:<br>収穫14日前まで/2回以内 |
| 2<br>回目 | 1回目防除の7～<br>10日後 | ワークアップ<br>フロアブル | 2,000～<br>3,000倍 | 小麦:<br>収穫7日前まで/3回以内  |

※パン用小麦の開花期追肥(硫安30kg)の施用時期は、出穂10日後となります。

### 『「さめきの夢」等県産麦生産向上対策事業』のお知らせ

令和8年度に県産麦にドローンで追肥または赤かび病防除(2回目)を実施した生産者の実施面積に対して助成があります。ただし、複数回追肥を実施した場合には、うち1回のみが対象です。また、赤かび病防除は2回実施を必須として、うち1回のみが対象です。(※同一ほ場で追肥と防除の両方を行った場合は、どちらか1回のみ対象。種子麦は対象としない。)

### ○事業の主な要件

**対象者** 麦作生産者(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)

**助成額** 委託した場合 事業費の1/2以内(上限2,500円/10a)  
自身で実施した場合 事業費の1/2以内(上限1,250円/10a)

**申請書類** 肥料農薬の購入伝票、委託の明細書等  
(肥料農薬を自分で購入し、散布を委託する場合、購入した肥料農薬代も事業費に含む)

※事業の申請先等の詳細は、4月1日以降にお知らせしますので、活用を検討される場合は必要な申請書類の保管をお願いします。